

NPO 法人化準備委員会設置に関する取り決め

第 1 条 盛岡カーリング協会（以下本協会）規約第 6 章第 22 条に基づき、本協会に「NPO 法人化準備委員会」を設置する。

第 2 条（目的） この委員会の目的は、本協会が NPO 法人格を有する利点と欠点を精査することにある。精査の結果、利点が欠点を明らかに上回る場合は、その旨本協会理事会に上提し、NPO 法人格取得に向けた準備を行う。

第 3 条（委員） この NPO 法人化準備委員会の委員は正会員の中から会長が委嘱する。

第 4 条（役員） この委員会の委員長・副委員長は委員の中から会長が委嘱する。

第 5 条（期間） この臨時委員会の設置期間は、本協会が NPO 法人格を有するまでとする。

附則

1 この取り決めは、平成 22 年 7 月 27 日の理事会で承認を受け、平成 22 年 8 月 21 日の通常総会後より正式施行する。